

大型メータ（口径 50mm以上）適正化実施要綱

(制定 昭和 46 年 2 月 12 日局長決)

(最近改正 平成 31 年 3 月 28 日)

(目的)

- この要綱は、大型メータ（口径 50mm以上）の故障及び不感水量を減少するため、使用のメータの適正化を行うものについての必要な事項を定める。

(適正使用流量範囲)

- 大型メータ（口径 50mm以上）の適正使用流量範囲は、「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目」の別表第 2「メータ取付標準表」のとおりとする。

(適正化対象メータ)

- この要綱により適正化を行う対象となるメータは、使用水量又は流量が、第 2 項に定める適正使用流量範囲外のものとする。

ただし、使用の実態上、当該メータ口径、型式を必要とするものは除く。

(適正化方法)

- 第 2 項に定める適正使用流量範囲に基づき、水道の使用実態に適合した口径又は型式を選定し取替工事を行う。

(取替工事実施方法及び基準)

- 直営及び請負工事により施工するものとし、次の基準により実施する。

(1) 適正使用流量範囲を超えて使用されているメータは、故障、検定満期等の発生による取替時に実施する。ただし、必要な場合は故障、検定満期等の発生にかかわらず、隨時実施する。

(2) 適正使用流量範囲の下限以下で使用されているメータは、隨時実施する。

(費用負担)

- 適正化に要する費用は、当局の負担とする。

(その他)

- 事務取扱い等、実施の細目については別途給水課長が定める。

附則

この要綱は、昭和 47 年 3 月 13 日から実施する。

附則

この要綱は、昭和 59 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 20 年 5 月 7 日から実施する。

附則

この規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。